

警視庁出版物国立国会図書館納入手続要綱の制定について

昭和32年10月7日
通達甲(総企記)第51号

存 続 期 間

[沿革]平成11年 3月通達甲(副監. 総. 企. 組)第7号
13年 3月同(副監. 総. 文. 文)第5号
17年12月同(副監. 総. 企. 組)第27号
24年12月同(副監. 総. 文. 管)第29号改正

昭和32年10月7日訓令甲第63号をもつて警視庁出版物国立国会図書館納入手続規程(昭和32年4月1日訓令甲第18号)が廃止され、これに伴い今後の取扱については、別添警視庁出版物国立国会図書館納入手続要綱(以下「要綱」という。)により取扱うこととなつたから、次の事項に留意し、手続上誤りのないようにせられたい。

命によつて、通達する。

おつて、警視庁出版物国立国会図書館納入手続規程の制定について(昭和32年4月1日通達甲(総企記)第21号)は、廃止する。

記

- 1 要綱第2条第1項ただし書にいう「秘密を要するもの」とは警視庁秘密文書取扱規程(平成24年12月27日訓令甲第28号)に定める秘密文書及び取扱注意文書を行い、「もつぱら内部的な資料」とは警視庁内部にのみに配布する文書、図画及び教養資料等をいう。
- 2 国会図書館への出版物納入は、東京都を經由して納入することが原則とされているが、同館国際業務部長から特に直接納入するよう連絡があり、かつ、当庁の出版物は相当重要視されている関係から、納入については特に留意すること。

別添

警視庁出版物国立国会図書館納入手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国立国会図書館法(昭和23年法律第5号。以下「法」という。)

第24条の2の規定に基き、警視庁で発行した出版物を、国会図書館へ納入する
手続について、定めることを目的とする。

(出版物)

第2条 この要綱における出版物とは、次のものをいう。ただし、秘密を要するもの
及びもつぱら内部的な資料については、この限りでない。

- 1 図書
 - 2 小冊子
 - 3 定期刊行物
 - 4 楽譜
 - 5 地図
 - 6 レコード又は録音したテープ等をさらに再録音して作成した著作物
 - 7 前各号のほか文書又は図画等を印刷技術又は化学的方法で複製した著作物
- 2 前項に定める出版物は、再版についてもこれを適用する。ただし、その内容が、
初版又は前版の内容と同一で、すでに納入した場合は、この限りでない。

(出版物の送付)

第3条 所属長は、前条の出版物を発行したときは、国会図書館へ納入のため、発
行部数が500部未満のときは3部、500部以上のときは5部を、それぞれ別記様式
第1により総務部長に送付しなければならない。

(納入事務の主管)

- 第4条 国会図書館への出版物納入手続等の事務は、総務部文書課(史料編さん
係)において主管し、各所属長から、出版物の送付を受けたときは、別記様式第
2により、速やかに国会図書館へ納入しなければならない。
- 2 国会図書館から、国際上の資料又は研究資料として、さらに納入を要請された
ときは、前条及び前項に準じ、納入しなければならない。

様式第1

〇〇第 号
年 月 日

総 務 部 長 殿

所 属 長

出版物の送付について

〇〇を発行したので、別添送付書のとおり、送付いたします。

記

- 1 出版物の名称および発行者
- 2 発行年月日および部数
- 3 送付部数

様式第2

〇〇第 号
年 月 日

国立国会図書館長殿

警視庁総務部長

出版物の納入について

国立国会図書館法第24条の2により、次のとおり納入いたします。

記

- 1 出版物の名称
- 2 発行者名
- 3 発行年月日
- 4 発行部数
- 5 納入部数